

配当還元の還元率は60年にわたり改正なし

# 会計検査院が国税庁に対し 類似業種比準方式見直しを提言

会計検査院は11月6日、「令和5年度決算検査報告」において、取引相場のない株式の評価方法である類似業種比準方式及び併用方式による評価額が純資産評価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定される傾向を踏まえ、国税庁に対し、取引相場のない株式の評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討するよう提言した。また、配当還元方式の還元率である10%は、昭和39年の財産評価基本通達制定時の金利等を参考にすることで設定されているが、その後の金利水準の低下の中においても見直されていないと指摘している。会計検査院が検査報告で指摘した事項については、これまでも与党の税制改正大綱に盛り込まれ、税制改正等につながっている。今後、取引相場のない株式の評価の見直しが行われる可能性が高まっているといえそうだ。

## 類似業種比準評価額と純資産評価額との間で相当のかい離

取引相場のない株式に係る評価方法については、純資産評価額の計算式等は昭和53年に一定条件の株主グループに属する株主が取得した株式の評価に係る改正が行われて以降は、その評価額に大きく影響を与える改正は行われていない。一方、類似業種比準評価額の計算式等は、昭和41年から平成29年にかけて、計算式、対象とする評価会社の範囲の拡大、選択できる類似業種の範囲の拡大等の評価額に影響を与える改正が行われている(図表参照)。

これまでの評価方法の改正により、各評価方式による評価額の間が開差が生じているとの指摘を踏まえ、会計検査院は、令和2、3年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査を実施。それによると、類似

業種比準評価額の中央値は1万1,622円、純資産評価額の中央値は4万2,648円となっており、各評価方式の間で1株当たり評価額に相当のかい離が生じている状況であると指摘している。また、各評価会社の純資産評価額に対する類似業種比準評価額の割合の分布状況では、中央値は0.25倍となっており、全体の77.9%が0.5倍未満となっていたという。

会計検査院では、類似業種比準方式及び併用方式による各評価額は純資産評価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況になっていたとし、その要因として、類似業種比準評価額の計算式等における①評価通達の改正の影響、②配当金額の影響を挙げている。

①では、類似業種の株価の選択に当たっての業種目及び対象期間の範囲を広げる改正

【図表】 類似業種比準価額の計算式等に係る評価通達の主な改正状況

区分	現行	評価通達制定当時（昭和39年）
①計算式	$A \times \left( \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \right) \times 0.7$ <p>注(1) 「0.7」は評価の安全性を考慮したしんしゃく割合 注(2) しんしゃく割合は、中会社及び小会社の株式を評価する場合はそれぞれ「0.6」及び「0.5」を用いる。</p>	$A \times \left( \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 3}{6} \right)$ $A \times \left( \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D} + 1}{4} \right)$ <p>(注) 二つの式のいずれか低い方を類似業種比準価額とする。</p>
②類似業種の株価 (①の「A」)	<p>【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」又は「その業種目の属する中分類の業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」又は「その業種目の属する大分類の業種目」</p>	<p>【業種目】 小分類に区分されているもの 「小分類による業種目」 小分類に区分されていない中分類のもの 「中分類の業種目」</p>
	<p>【対象期間】 「課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの」、「類似業種の前年平均株価」又は「課税時期の属する月以前2年間の類似業種の平均株価」</p>	<p>【対象期間】 「課税時期の属する月中の類似業種の株価」</p>
③評価会社の1株当たりの利益金額 (①の「C」)	「直前期末以前1年間」又は「直前期末以前2年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額	「直前期末以前1年間」における法人税の課税所得金額等を基に計算した金額

(出典：会計検査院)

や、評価会社の1株当たりの利益金額の選択に当たっての対象時期の範囲を広げる改正により、類似業種の株価及び評価会社の1株当たりの利益金額について、より選択範囲が広がられるとともに、最も低い金額を選択することが可能になったと指摘。また、②では、配当金額の比準割合が「0」の評価会社がおよそ80%を占めている中、配当金額を計上していない評価会社の類似業種比準価額の計算においては、実質的に2つの比準要素の合計を3で除するなどとして評価額を算定することになるため、評価額が下がるとしている。

このような状況に会計検査院は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者の間で株式の評価の公正性

が必ずしも確保されていないとし、評価制度の在り方について適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要としている。

### 還元率10%は昭和39年当時の金利を参考

また、会計検査院は、配当還元方式の還元率の見直しの検討も求めている。配当還元方式は、年配当金額が同額の場合、還元率が高くなるほど株式の評価額は低くなる仕組みとなっており、還元率の値は評価額に大きな影響を与えることになる。現行の還元率10%は、昭和39年の財産評価基本通達制定時の金利等を参考に設定されたものだが、平成10年以降の金利等はほぼ2%以下の低金利水準で推移している状況にもかかわらず、一度も見直しが行われていないとしている。